



## (2) 経腸栄養法

ア 開始日 年 月 日  
イ カテーテル留置部位 \_\_\_\_\_  
ウ 最近 6 か月間の実施状況 (最近 6 か月間に 日間)  
エ 療法の連続性 (持続的・間歇的)  
オ 熱量 (1 日当たり kcal)

## (3) 経口摂取

ア 摂取の状態 (普通食・軟食・流動食・低残渣食)  
イ 摂取量 (普通量・中等量・少量)

## 4 便の性状 (下痢・軟便・正常), 排便回数(1 日 回)

## 5 検査所見(測定日 年 月 日)

赤血球数	/mm <sup>3</sup> ,	血色素量	g/dl
血清総蛋白濃度	g/dl,	血清アルブミン濃度	g/dl
血清総コレステロール濃度	mg/dl,	中性脂肪	mg/dl
血清ナトリウム濃度	mEq/l,	血清カリウム濃度	mEq/l
血清クロール濃度	mEq/l,	血清マグネシウム濃度	mEq/l
血清カルシウム濃度	mEq/l		

- 注 1 手術時の残存腸管の長さは、腸間膜附着部の距離をいう。  
2 中心静脈栄養法及び経腸栄養法による 1 日当たりの熱量は、1 週間の平均値によるものとする。  
3 「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。  
4 小腸切断(等級表 1 級又は 3 級に該当する大量切断の場合を除く。)又は小腸疾患による小腸機能障害の障害程度については、再認定を要する。  
5 障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもって行うものとし、それ以外の小腸機能障害の場合は 6 か月の観察期間を経て行うものとする。  
6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。